

総合特区法案（仮称）のポイント

1. 法律・制度に要求・期待される一般的効能

- (1) 原則や法理構造への対応力
- (2) 現実への対応力

2. 上記 1 の両者を両立させるための対応

- (1) 法律改正・制定
- (2) 法律解釈（現行法の運用）

3. 考慮すべき 3 つの留意点

- (1) 国会中心立法の原則
- (2) 国民主権の原則
- (3) 時代の要請（社会環境の変化）

上記「1 (1)・3 (1)」vs「1 (2)・3 (2) (3)」の対立構造への対応が本法の本質的使命（役割）。「政令上書き」「条例上書き」の双方を活用することを想定する。

4. 改革（試行）の対象

- (1) 限定する（可とする分野を列挙する個別列挙型、ポジティブリスト型）
- (2) 限定しない（絶対的に不可という分野を列挙するネガティブリスト型）

5. 地方公共団体を中心とする総合特区の申請主体に対する認識

- (1) 性善説で捉える
- (2) 性悪説で捉える

6. 総合特区の運用に当たっての想定（その 1）

- (1) コンフリクトの発生を想定する（解決のためのプロトコルが必要）
- (2) コンフリクトの発生を想定しない

7. 総合特区の運用に当たっての想定（その 2）

- (1) 評価基準、中止基準を設ける
- (2) 評価基準、中止基準を設けない